

**平成26年度統計法施行状況に関する  
審議結果報告書  
(第Ⅱ期基本計画関連分)**

**平成27年10月2日  
内閣府統計委員会**



## はじめに

統計委員会では、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定により総務大臣が取りまとめた法の施行状況について報告を受け、同条第3項の規定に基づき関係大臣に意見を述べることも含め、毎年度審議を実施している。

この法施行状況に関する審議は、法第4条の規定に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の着実な推進を図る重要な役割も担っている。

計画期間を5年とする基本計画は、平成21年3月13日に第Ⅰ期の計画として初めて閣議決定され、当該計画は平成25年度末にその計画期間を終了した。そして、改定を行った基本計画（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）が平成26年3月25日に閣議決定され、公的統計の整備は、新たな計画期間を迎えた。

第Ⅱ期基本計画では、「統計の有用性の確保・向上」の達成を引き続き目指し、統計の体系的な整備を推進するため、①統計相互の整合性の確保・向上、②国際比較可能性の確保・向上、③経済・社会の環境変化への的確な対応、④正確かつ効率的な統計作成の推進、⑤統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進、の5つの視点に重点を置いた施策を展開することとされている。

本年度の法施行状況に関する審議は、この第Ⅱ期基本計画の初年度である平成26年度に各府省が行った取組を評価するものであり、本報告書は、統計委員会において、9月までに行った第Ⅱ期基本計画の取組状況に関する審議の結果を取りまとめたものである。

法施行状況に関する審議では、上記のほかに、統計委員会に諮問されたことがない基幹統計の見直し状況を10月以降に審議することとしているが、この結果は、別途報告書として取りまとめる予定である。

本報告書の構成は、「本編」と「資料編」の2編となっており、「本編」では、検討の経緯や基本計画部会における審議結果等を概括している。また、「資料編」には、基本計画部会の審議で使用された資料を添付している。

## 目 次

### 【本編】

I 検討の経緯等	
1 検討の経緯	5
2 審議の対象（本報告書の対象）	5
3 審議の進め方	5
4 審議経過	6
II 審議結果	
1 観光に関する統計の整備	11
(1) 施行状況報告等	11
(2) 施行状況等に対する評価	11
(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方	12
2 医療、福祉及び介護を含む厚生労働統計について	13
(1) 施行状況報告等	13
(2) 施行状況等に対する評価	13
(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方	13
3 21世紀出生児縦断調査について	14
(1) 施行状況報告等	14
(2) 施行状況等に対する評価	14
(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方	15
4 同一企業内の雇用形態転換数の把握	16
(1) 施行状況報告等	16
(2) 施行状況等に対する評価	16
(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方	16
5 国民経済計算に関する整備（生産側・分配側四半期推計の検討状況）	17
(1) 施行状況報告等	17
(2) 施行状況等に対する評価	18
(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方	18
6 労働者の区分について	19
(1) 施行状況報告等	19
(2) 施行状況等に対する評価	19
(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方	20
7 統計リソースの確保・有効活用について	21
(1) 施行状況報告等	21
(2) 施行状況等に対する評価	21
(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方	21
8 公的統計の結果提供、二次的利用について	23

(1) 施行状況報告等	23
(2) 施行状況等に対する評価	23
(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方	23

### 【資料編】

(資料1) 平成26年度統計法施行状況審議の進め方について （平成27年6月25日基本計画部会決定）	27
(資料2) 基本計画への取組状況等に関する審議事項について （平成27年6月25日基本計画部会決定）	31
(資料3) 平成26年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求める事項についての委員意見（平成27年7月23日基本計画部会資料）	33
(資料4) 基本計画への取組状況等に関する審議事項について （平成27年7月23日基本計画部会資料）	41
(資料5) 観光に関する統計の整備状況について （平成27年7月23日基本計画部会資料）	42
(資料6) 医療、福祉及び介護を含む厚生労働統計について （平成27年8月5日基本計画部会資料）	47
(資料7-1) 21世紀出生児縦断調査について （平成27年7月23日基本計画部会資料）	52
(資料7-2) 平成26年度統計法施行状況報告について（縦断調査関係） （平成27年7月23日基本計画部会資料）	53
(資料8) 同一企業内における雇用形態転換数の推計について （平成27年8月5日基本計画部会資料）	54
(資料9) 平成26年度統計法施行状況－国民経済計算関連の取組－（生産側・分配側四半期推計の検討状況）（平成27年8月5日基本計画部会資料）	55
(資料10) 統計調査における労働者の区分に関する取扱いについて （平成27年7月23日基本計画部会資料）	60
(資料11) 統計リソースの確保・有効活用について （平成27年8月5日基本計画部会資料）	76
(資料12) 「公的統計データの二次的利用」に係る取組の現状・課題等 （平成27年8月5日基本計画部会資料）	87
(資料13) 統計委員会委員名簿（基本計画部会委員名簿）	92

### 【参考URL】

- (1) 平成26年度 統計法施行状況報告（平成27年6月25日総務省）  
[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm)
- (2) 基本計画部会の審議状況（第59回～第64回）  
<http://www5.cao.go.jp/statistics/meetings/kihon.html>



# 【本 編】



# I 検討の経緯等



## 1 検討の経緯

総務大臣は、法第55条第1項の規定に基づき、この法の施行に関して各府省に報告を求め、同条第2項の規定に基づき、毎年度、その報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされている。この報告を受けた統計委員会は、同条第3項の規定に基づき、関係大臣に意見を述べることができることとなっている。

平成26年度の法施行状況については、平成27年6月25日に開催された第88回統計委員会において総務大臣から報告された。この報告を受け、統計委員会は、直ちに基本計画部会に付託して、審議を開始した。

## 2 審議の対象（本報告書の対象）

本報告書は、総務大臣からの報告を受けて平成27年度前半に行った、第Ⅱ期基本計画に記載された事項への各府省の取組状況に関する審議の結果を取りまとめたものである。

なお、第Ⅱ期基本計画には、統計委員会が重点的に取り組む事項の一つとして「これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する」ことが盛り込まれている。この取組については、昨年度と同様、年度後半に実施する予定である。

## 3 審議の進め方

審議は、「平成26年度統計法施行状況審議の進め方について」（平成27年6月25日基本計画部会決定）（資料1参照）に沿って、以下のとおり行った。

### （1）審議事項

本年度の審議対象である平成26年度は、第Ⅱ期基本計画の初年度に該当し、各省の取組も端緒の段階であることを踏まえ、次の2点に絞り込んで審議することとした。

- 1) 基本計画への取組状況のうち、担当府省が実施済あるいは実施困難の結論を出しているとみなせる事項（実施時期が「平成26年度末まで」となっている事項を全て含む）について、各府省の取組状況を評価する。
- 2) 平成26年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項について、26年度における取組状況や今後の見通し等を精査し評価する。

1) は、実施時期が「平成26年度末まで」となっている、次の4つの事項を審議対象とした（基本計画の別表記載順）。

- 観光地域経済調査
- 医療、福祉及び介護に関連する統計体系の全体像の整理
- 21世紀出生児縦断調査
- 同一企業内の雇用形態転換の把握

なお、1)に該当する事項のうち、国勢調査に関する取組事項及び社会教育調査に関する取組事項については、平成26年度中に諮問され、統計委員会で審議し答申して

いることから、統計法施行状況報告のとおり実施済であると評価し、審議対象とはしなかった。

2) は、委員の意見を踏まえ、次の5つの事項を審議対象とした（基本計画別表記載順、委員の問題意識については、資料3「平成26年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求める事項についての委員意見」参照。）。

○生産・分配GDP四半期推計の検討状況

○観光に関する統計整備

○労働者の区分等

○統計リソースの確保

○公的統計の結果提供、二次的利用

このうち、観光に関する統計整備については、1)の「観光地域経済調査」と併せて審議を行うこととした。

## (2) 審議方法

審議は、上記(1)に記載の審議事項に関し、基本計画部会において、関係府省からの資料提出や関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を精査するという方法で実施し、最終的に統計委員会として、審議結果報告書を決定することとした。

## 4 審議経過

審議経過は、以下のとおりである。

平成27年

6月25日 第88回統計委員会において、総務大臣から統計委員会に対し、「平成26年度統計法施行状況報告」が提出され、第60回基本計画部会において審議の進め方を決定

7月23日 第61回基本計画部会において、審議事項を最終決定し、以下の事項について各府省ヒアリングを実施  
・労働者の区分等  
・観光に関する統計整備  
・21世紀出生児縦断調査

8月5日 第62回基本計画部会において、以下の事項について各府省ヒアリングを実施  
・医療、福祉及び介護に関する統計体系の全体像の整理  
・同一企業内の雇用形態転換の把握  
・生産・分配 GDP 四半期推計の検討状況  
・統計リソースの確保  
・公的統計の結果提供、二次的利用

8月27日 第63回基本計画部会において、平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書構成案を決定

9月17日 第64回基本計画部会において、平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書案を取りまとめ。第91回統計委員会において、平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書案を審議。

10月2日 平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書を決定、公表。併せて、21世紀出生児縦断調査について、文部科学大臣及び厚生労働大臣に法第55条第3項に基づく統計委員会意見として通知。

(注) 基本計画部会での議事の詳細は、統計委員会ホームページにおいて議事概要、議事録を参照されたい (<http://www5.cao.go.jp/statistics/meetings/kihon.html>)。



## II 審議結果



## 1 観光に関する統計の整備

第Ⅱ期基本計画には、旅行・観光サテライト勘定の更なる充実、都道府県の観光入込客統計に関する更なる改善を行うとともに、宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査の精度向上に取り組むこととされている。

また、観光地域経済調査については、平成24年度調査の実施に際して明らかになつた課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について検討し、平成26年度末までに結論を得ることとされている。

### (1) 施行状況報告等

(i) 観光地域経済調査については、平成24年度調査の調査設計の課題等の解決は技術的に困難と判断しつつあったが、地方創生に向けた各種施策を政府が進めている中で注目が集まり、次回調査の実施の必要性が生じつつある。こうした状況を受けて、観光庁では、①観光売上の標準誤差の縮小のための調査対象産業の絞り込みや地域設定の考え方の整理、②観光地域の抽出におけるモバイルデータの活用の検討、③回収率向上のための設問の絞り込みの検討等に取り組んでおり、次回調査の実施の可否等について、平成27年度末までに結論を出す予定である。

(ii) また、観光庁では、観光統計の体系的整備に向けて、第Ⅱ期基本計画に掲げられた方向性に沿って、以下のとおり各種の観光関連統計の整備を進めている。

各都道府県が実施している観光入込客統計については、同統計の精度向上に向けて、観光地点（調査実施地点）の選択における携帯電話の位置情報の活用や訪日外国人の調査充実のための調査票における言語の追加（フランス語、タイ語等）等を検討している。

宿泊旅行統計調査については、回収率の向上のため、平成26年1～3月期調査からオンライン調査を導入した。また、平成27年4月調査からは調査周期を四半期から月次とするとともに、第一次速報を調査月の翌月末に公表することとし、公表の早期化を図った。このほか、精度向上を目指し、適切な層化基準の在り方等についても引き続き検討することとしている。

旅行・観光消費動向調査については、速報値から確報値への改定の際に下方修正の傾向が強いことが課題となっている。本調査の各月別の記入率を精査したところ、調査月から遠いほど記入率が低い傾向があることが判明したことから、現行の6か月周期（年2回）調査を3か月周期（年4回）調査に変更し、調査対象者の忘却による記入率の低下を抑えることで調査精度を向上させる方向で検討を進めている。

### (2) 施行状況等に対する評価

(i) 観光地域経済調査については、調査設計の抜本的な見直し等を鋭意進め、平成28年度の観光地域経済調査の実施の可否等について平成27年度末までに結論を得るよう取り組んでもらいたい。その結果については、平成27年度統計法施行状況報告において、報告を求めることがある。

( ii ) 観光統計の体系的整備に向けて、各種の観光統計の精度向上を図ることは重要である。観光入込客統計、宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査の精度向上は、平成26年度に着手しているようであるが、今後の取組も合わせて注視していくこととする。

### ( 3 ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

経済のグローバル化、サービス化が進む中で、訪日外国人数が急増しており、観光経済をめぐる環境の変化は激しい。そのため、観光分野における政策的課題への対応や観光産業の活性化等のために、観光経済の現状を的確に把握できるよう観光統計の整備を着実に進めていく必要がある。

旅行者のニーズ面や情報通信技術（ＩＣＴ）等の技術面の急速な変化を考慮すると、観光統計の精度向上を検討する際には、従来の統計調査の手法に捕らわれることなく、柔軟な発想で統計整備に取り組む必要がある。例えば、モバイルデータの活用等も含めて、新しい情報収集方法の積極的な活用を検討する必要があるほか、調査を実施すべき観光地点の盛衰のスピードが速いため、適切な観光地点を選択する手法の検討も重要である。

## **2 医療、福祉及び介護を含む厚生労働統計について**

第Ⅱ期基本計画では、医療、福祉及び介護に関する統計についての利便性、有用性等の向上を図るため、厚生労働省がこれらの分野における統計体系の全体像を整理・公表し、平成26年度末までに実施することとされている。

### **(1) 施行状況報告等**

厚生労働省は、統計利用者の利便性、有用性の向上を図るため、医療、福祉及び介護関係に限らず、業務統計も含めた厚生労働統計全体を分野別・対象別に整理し、「厚生労働統計調査・業務統計等体系図」（以下「体系図」という。）を作成し、平成27年3月に同省ホームページにおいて公表するとともに、今後、毎年更新を予定している。併せて、従前からホームページで公表している「厚生労働統計一覧」についても、今回作成した体系図に合わせて同年4月に整理した。

また、今後とも、各分野内の各統計における主な調査事項、統計指標を整理した資料を新たに作成し、平成27年度中に公表する予定である。

### **(2) 施行状況等に対する評価**

厚生労働省が、整理する対象を業務統計を含めた所管統計全体に広げ、分野別・対象別に整理・公表したことは、統計の一覧性を高めた取組として、評価できる。また、平成27年度中に、各分野内の各統計の主な調査事項、統計指標を整理した資料を作成・公表する予定としていることは、一層の利便性・有用性の向上に資する取組であり、この取組予定も含め、基本計画に掲げる取組事項への対応として実施済みと評価できる。

なお、今後の体系図の見直しに当たっては、利用者にとって、より分かりやすいものとなるよう留意すべきである。

### **(3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方**

統計体系の全体像を整理・公表することは、利用者の利便性・有用性向上に資する取組であり、厚生労働省にとどまらず、全府省的に取り組むことが望まれる。このため、総務省を中心に府省横断的に掲載する分野・内容等を整理した上で、各府省において取組の拡大を図っていくことが期待される。

### 3 21世紀出生児縦断調査について

第Ⅱ期基本計画には、厚生労働省が実施している一般統計調査の「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」について、調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討し、平成26年度末までに結論を得ることとされている。

#### （1）施行状況報告等

厚生労働省では、当初、調査対象者が中高生となっていく中で、厚生労働省の施策との直接的な関連が薄くなり行政上の必要性が乏しくなること等から、厚生労働省として本調査を継続実施することは困難と考えていたが、外部有識者による「厚生労働統計の整備に関する検討会」において、本調査結果は、対象者の就労以降まで長期的に捉えることにより、幼少期の育ち方が就労等に及ぼす影響も分析が可能となるなど、少子化対策を検討する上でも有用であるため本調査を継続すべしとの強い意見があった。また、文部科学省からは、同省の第Ⅱ期基本計画の取組事項<sup>1</sup>に対する対応の検討に当たり、本調査の調査客体を継続して活用することが有益との認識が示された。このため、厚生労働省としては、両省にとって有益な調査となるよう、学校生活、学力等の文部科学省の行政施策に資する調査項目に重点を置きつつも、厚生労働省としての必要な調査項目を加えた上で、文部科学省を主体とする共管調査として本調査を継続実施していくことを両省間で確認した。

また、文部科学省においては、本調査について、学校教育段階での取組と就業や職業生活との因果関係を明らかにできる等、教育の効果を測定できる貴重な調査であることから、調査の継続実施に向けて平成28年度予算の確保、実施体制の整備等に向けて検討中である。

#### （2）施行状況等に対する評価

本調査の結果は、文部科学省と厚生労働省との共管の調査となることで、当初の主目的である我が国の少子化対策のみならず、教育面を含む政策の検証に資するものとなり、将来的には労働市場におけるキャリアパスを把握することにより様々な政策の検証・評価に資するものと考えられる。また、縦断調査であるがゆえに、必要な事項について過去に遡った把握も可能であるなどの潜在的な可能性も有している。さらに、本調査は、学術的な面でも長期にわたる縦断調査の結果による分析の可能性を有し、調査が継続実施されることにより価値を増すと考えられる貴重な調査である。

文部科学省及び厚生労働省での検討を進めている状況ではあるが、本調査を両省の共管調査として継続実施するとの結論については評価し、さらに基本計画に掲げる厚生労働省の取組事項への対応としても実施済みと評価できる。

<sup>1</sup> 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する（実施時期：平成27年度末までに結論を得る）。

### （3）今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

文部科学省及び厚生労働省は、本調査が縦断調査として同一調査客体に対する調査結果を積み上げていく重要な調査であり、将来的にもその結果を有効に活用するために、共管調査としての継続実施に向けた検討を推進するとともに、必要な予算の確保や体制の整備に努める必要がある。

統計委員会としても、本調査が公共財としての価値が極めて高い調査であり、共管調査としての予算や体制面を含めた今後の取組に期待し、引き続き注視していくこととする。

#### 4 同一企業内の雇用形態転換数の把握

第Ⅱ期基本計画では、同一企業内における雇用形態の転換をより的確に把握する観点から、労働力調査における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討し、平成26年度末までに結論を得ることとされている。

##### (1) 施行状況報告等

総務省では、労働力調査の平成25年2月～5月の4か月分のデータを用いて、当月と前月の雇用形態（呼称）が異なる者を抽出した上で、当月と前月の勤め先の名称等の記入内容を目視で確認し、同一企業内における雇用転換者かどうか判定することにより、転換者数の把握可能性を検証した。併せて、当該集計・公表に係る業務量についても検証した。

この検証の結果、①労働力調査の標本規模では同一企業内の転換者のレコード数（出現数）が少なく、属性別結果の分析が困難であること、②調査世帯内で当月と前月で記入者が異なる等の要因により記入内容に差異が生じ、同一企業内か否かの判定が困難であること、③公表に足る調査票の照合・判定には相当の労力が必要となることから、現状では、労働力調査を活用し、同一企業内の雇用形態の転換を的確に把握・公表することは困難との結論となった。なお、仮にこの問題に的確に対応するとすれば、同一企業内の雇用転換かどうかを直接世帯から把握するような難しい調査票の見直しが必要となる。

##### (2) 施行状況等に対する評価

検証結果からみて、世帯系の調査である労働力調査を用いて同一企業内の雇用形態の転換数を把握・公表していくことは、精度確保の面のみならず、コストの面からみても困難との結論は妥当であり、総務省の取組事項への対応としては実施済みと評価できる。

##### (3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

同一企業内の雇用形態の転換者数の把握は、政策ニーズ等からみても重要な課題であり、既に第Ⅰ期基本計画期間の取組として、厚生労働省が実施する雇用動向調査における同一企業内で雇用期間の「定めあり」から「定めなし」に切り替えられた者の把握・公表等の取組等が報告されている。同一企業内の転換者数を把握するには、事業所・企業系調査から実施する方が適切であり、引き続きこれらの調査により把握していくことが重要である。

## 5 国民経済計算に関する整備（生産側・分配側四半期推計の検討状況）

第Ⅱ期基本計画では、国民経済計算の四半期推計に関して、①支出側の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む三面の四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを目指す、②この推計に当たっては、三面の推計値相互の整合性を高めるように努めるとともに、行政記録の活用等も併せて検討し、平成28年度の基準改定後できるだけ速やかに参考系列の公表を目指すこととされている。

### （1）施行状況報告等

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部では、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等を通じて、現行基準の国民経済計算に基づく推計方法及び試算値の検討を行った。

具体的には、生産面では、市場生産者分については、実質産出額の動きで実質付加価値額を推計するシングル・インディケーター方式を採用する方向で検討し<sup>2</sup>、政府を含む非市場生産者については、支出側GDP速報の推計過程で得られる情報を活用し、これらを連鎖統合して生産側GDPの四半期推計値を算出する方法を検討している。

また、分配面では、推計項目に応じて、行政記録情報を含め利用可能な基礎統計を精査しつつ、異なる推計方法を採用し、①現行の四半期速報（QE）の手法で推計されている系列を活用（雇用者報酬）、②適切な四半期補助系列を用いて推計（営業余剰・混合所得、国税等）、③適切な年次補助系列を用いて推計（地方税の太宗）、④トレンド推計（固定資本減耗等）といった手法を用いて推計することを検討している。

平成26年度においては、現行基準（平成17年基準国民経済計算）に基づき、生産側GDP、分配側GDP、家計可処分所得、貯蓄率の季節調整済系列について、暫定試算値を作成するとともに、推計方法を引き続き検討した。さらに、開発中の推計方法の考え方や詳細及びこれに基づく暫定試算値の検討状況等について、季刊国民経済計算（平成26年度第2号）に掲載し、対外的な情報発信に努めた。

今後の対応としては、当面は現行基準の下での試算値の作成、精度検証と推計方法の精緻化に継続的に努める。その上で、28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定の内容や結果を踏まえ、これに対応した推計手法やシステム面の検討を行うこととしている。こうした中で、次回基準改定後、できるだけ速やかに参考系列として生産面、分配面からのGDP四半期推計速報値を公表することを目指す方針としている。

<sup>2</sup> 四半期別財貨・サービス別名目産出額を経済活動別財貨・サービス産出表を用いて四半期別経済活動別名目産出額に転換した上で、直近年の実質付加価値率を用いて付加価値を推計する方法を検討。

## (2) 施行状況等に対する評価

生産側や分配側を含む三面からのGDPや家計の所得・貯蓄の四半期推計については、主要先進国でも整備が進んでおり、政策的にも重要な情報を提供するものであり、内閣府は、第Ⅱ期基本計画に沿った検討作業を進めているものと考える。

## (3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

三面からのGDP四半期推計においては、一般に支出面、生産面、分配面の実際の推計値にかい離が生じると思われ、そのかい離の取扱いが課題である。海外においては、三面からの推計値の平均値を公表値とする、あるいは主たる系列があり、他の系列をこれに合わせるようにかい離を調整する等の方法を探っている国があるが、それぞれのアプローチで推計された情報が調整により失われるのは望ましくないとの観点から、このような調整に対しては慎重であるべきであると考える。内閣府においては、参考系列の推計結果の公表を目指す中で、本委員会の意見を踏まえたうえで、公表方法について十分に検討する必要がある。

また、GDPの四半期系列は、注目度が高いため、参考系列の公表に当たっては基礎資料や推計方法の情報開示等の広報が極めて重要である。暫定試算値では、支出面と分配面で、季節調整済前期比の正・負が異なるケースが見られるなど、三面の動きが異なる場合も生じ得るため、統計ユーザーに誤解が生じないよう、参考系列である生産面、分配面の推計方法等に係る十分な情報開示と説明が必要になる。こうしたプロセスを経て、支出面を含むGDP四半期推計の精度改善につながっていくことが期待される。

## 6 労働者の区分について

第Ⅱ期基本計画では、労働者の区分等について、総務省及び関係府省は、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理した上で、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施し、その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行うこととされている。

### (1) 施行状況報告等

総務省及び関係府省は、産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループを活用し、常用労働者と臨時労働者の区分や常用労働者の内訳区分等について、外部有識者の知見も得ながら検討を進めた。その結果として、平成27年5月に、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。)を策定した。

ガイドラインでは、常用労働者と臨時労働者の区分変更に係る影響を試算したところ、常用労働者数の変動は全労働者の1%弱であることから、現行の雇用契約期間及び実労働日数に基づく区分を、雇用契約期間に基づく区分に簡素化する。その結果、事業所系調査と世帯系調査の整合性・比較可能性の向上が図られることとなる。

また、常用労働者の内訳区分については、雇用契約期間及び所定労働時間を基に、「無期雇用かつフルタイム」と「それ以外」の2区分を導入する可能性について検討を進めたものの、企業ヒアリングやアンケートの結果、約3分の1の企業において回答が困難としており、報告者負担の増加等が懸念されることから、全面的な導入は時期尚早と判断した。一方で雇用問題は政府全体の重要な課題であり、雇用形態の多様化が進む中、その実態等をより的確に捉える取組を継続的に進めていくことが必要との共通認識を得た。

このため、常用労働者の内訳区分については、事業所・企業内の呼称を指標として区分している統計調査においては、雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いることを原則とすることとした。ただし、調査の目的や報告者の記入負担及び調査票のレイアウトによる制約等から、雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いることが困難な統計調査においては、職場内の呼称に基づく現行の内訳区分から、当該事業所における処遇に基づき「正社員・正職員としている人」と「それ以外の人（パート・アルバイトなど）」の区分を採用することとした。

今後、ガイドラインについては、①統計間の整合性を更に向上させるための結果表章の在り方、②常用労働者の内訳区分の改善、③間接雇用の把握の在り方等、見直しに向けた検討・改定を予定している。

### (2) 施行状況等に対する評価

今回、労働者の区分について、府省横断的に統計の整合性や比較可能性を高める方向での検討が進められたことは、大変有意義な取組である。さらに、今回策定さ

れたガイドラインについては、常用労働者・臨時労働者の区分を、雇用契約期間を基に簡素化を図り、事業所系調査と世帯系調査との比較可能性の向上が図られる点は評価できる。

また、常用労働者の内訳区分については、「原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分する」としており、この方向性も妥当なものである。

今後も、労働者の区分については、ガイドラインの見直し検討・改定に向け、結果表章の在り方、常用労働者の内訳区分の改善、間接雇用の把握の在り方等について検討していく予定としており、今回のガイドラインは中間的な整理として位置付けられる。

### (3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

雇用形態が一層多様化してきている中で、労働者の区分について引き続き検討を進めていく必要がある。常用労働者の内訳に関しては、ガイドラインで示された原則である客観性の確保に留意し、雇用契約期間等による区分を検討すべきである。また、労働生産性を計測する上でも重要な労働時間の把握可能性についても検討すべきである。なお、今後の検討の方向性によっては、記入者負担の増加も想定されるが、調査事項の必要性・重要性について理解を求めていくことも念頭に置いた検討が望まれる。

また、今後の検討のスケジュールについては、平成28年に実施される経済センサス活動調査の結果も踏まえつつ、早い段階で着実に検討を進めることも必要であり、その際、幅広く有識者からの意見を聞くことにも留意が必要である。なお、今後の検討状況については、統計委員会としても引き続き注視し、確認する。

## 7 統計リソースの確保・有効活用について

第Ⅱ期基本計画では、社会経済情勢の変化や社会のニーズに的確に対応した統計を体系的に整備し、社会の情報基盤としてふさわしい統計を提供するために、統計リソース（公的統計の作成・提供に係る予算・人員）の確保及び有効活用に向けて引き続き不断の努力を行うことを基本的な方針としている。

### （1）施行状況報告等

統計リソースのうち、国の統計職員数は、増員となっている府省も一部にあるが、全体ではこの10年間に約2割の減少となっており、単純な比較は困難なもの、主要先進国と同様の傾向となっている。

各府省では、このような現状を踏まえ、①調査の統合・効率的な実施、②行政記録情報の活用、③政策課題も含めた実務研修の導入による統計職員の人材育成、④民間事業者の適切な利用等、多面的な取組を推進している。

また、総務省においては、①統計職員が参加しやすい短期間研修及び特別研修の新設・充実、②ウェブ上でデータの活用方法や統計に関する知識を誰でも学べる「データサイエンス・オンライン講座」や「データサイエンス・スクール」の開設による統計リテラシーの向上、③研修相談窓口の開設等に努めている。

なお、各府省では、民間事業者を活用して統計作成に係る事務の省力化に努めているが、民間事業者を適切に活用しつつ、統計の品質の維持・向上を図るために、「民間事業者の活用に係るガイドライン」にプロセス保証の視点を加味する等の見直しを府省横断的に検討している。

### （2）施行状況等に対する評価

厳しい行財政状況の中で、各府省が統計職員の確保に取り組むとともに、統計の品質の維持・向上に留意しつつ民間事業者を適切に活用していることは評価できる。

また、研修や国際会議への参加等のキャリアを通じ、統計職員の専門性を高めることが一層重要となっている中、総務省統計研修所で実施されている研修においては、キャリアに応じたコースを用意するなどの充実が図られていることは評価できる。

さらに、総務省において、統計リテラシー向上に向けたオンライン講座を開始したことも評価できる。

### （3）今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

我が国の厳しい行財政状況においては、統計リソースの確保は極めて難しい課題であるが、統計職員数の削減は、公的統計の品質という面からも大きな懸念材料となる。

このため、各府省においては、統計研修所を活用するなどして統計職員の専門性の向上を意識した研修の充実や適切なキャリアアップを通じた人材育成などの継続的な取組を推進するとともに、社会の情報基盤としても有用な統計を作成・提供するため、統計リソースの確保に不断の努力を続けることが重要である。また、統計

委員会としては、引き続き統計リソースの状況を注視することとする。

また、統計リソースが厳しさを増す現状の下においては、今後も民間事業者の能力を効果的かつ適切に活用することが必要である。ただし、公的統計の作成・提供に必要な専門性・中立性や、公的統計に対する国民の信頼を維持するためには、企画立案等の中核的な業務等は各府省が責任をもって行うことが必要である。さらに、第Ⅰ期基本計画から継続している方向性であるが、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査については、民間事業者の活用の可能性を、慎重かつ十分に検討することが必要である。一方で、統計調査に精通した民間事業者の育成や、官民を越えて統計を支える基盤を築いていくことも重要である。

## 8 公的統計の結果提供、二次的利用について

第Ⅱ期基本計画では、調査票情報等の提供及び活用について、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性等を勘案しつつ、サービスの充実や利用条件の見直し等を図ることとされている。

### (1) 施行状況報告等

総務省では、調査票情報の提供について、関係府省とも連携し、平成28年度にリモートアクセスを活用したオンライン利用の試行を開始する予定である。また、官学が連携してオンライン施設の設置・運営などに係る課題を検討するため、総務省も協力した上で、学識者側において「公的統計ミクロデータ等の研究活用推進コンソーシアム（仮称）」の設立を計画している。オンライン利用の推進については、利用者における集計様式や分析出力様式等を含めた詳細な申請書類の作成作業と各府省における事前申請に係る審査事務の負担軽減に加え、セキュリティ確保の向上も期待される。

また、オーダーメード集計については、現在も企業の利用を認めているものの利用が低調なことから、学術研究の発展に資すると認める場合には、公表義務など一定の制約を維持しながらも利用条件を緩和することを検討しており、平成28年4月からの施行を目指している。

### (2) 施行状況等に対する評価

オンライン利用については、セキュリティレベルの向上を図りつつ、調査票情報の利用促進を目指すものとして評価でき、来年度からの試行運用の開始を期待する。

また、オーダーメード集計については、統計の幅広い利用の促進を目的としたものであり、利用条件の緩和実現に向けて検討することを評価する。

### (3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

オンライン利用の推進については、必要な予算を確保するとともに、学識者との連携を深めることが重要である。また、その本格運用に向けては、従来の各自の研究施設内における調査票情報の利用から指定されたスペースでのオンライン利用への移行に伴う留意点やメリットを含めた広報活動に努めることや、セキュリティを一層確保する方策についても検討する必要がある。

オーダーメード集計については、来年度からの利用条件の緩和に向けた取組を着実に進めるとともに、企業等に利用条件等を分かりやすく具体的に説明する必要がある。

また、調査票情報等の二次的利用の推進に当たっては、統計は利用されてこそ社会の情報基盤としての役割を果たすという観点から、利用者に応分の負担を求めつつ、利用者ニーズに対応することが重要である。また、オンライン利用に必要な政府共通の基盤を整備するなど限られた統計リソースの効率的な活用を図ることも重要なである。



## 【資料編】

